

【論文】

若年介護者（ヤングケアラー）を生まないために —なぜ、子どもが介護のいない手になるのか—

宮本恭子

（島根大学法文学部）

キーワード：若年介護者、ヤングケアラー、介護の社会化、介護者支援

はじめに

家族の介護や世話の負担が手伝いの範囲を明らかに超え、時間を費やすことが常態化している18歳未満の子どもをヤングケアラーという。「見えないケアラー」とも呼ばれ、どう発見するかが最初の課題とされる。近年、このヤングケアラーへの関心が高まっている。

ヤングケアラーの存在は、イギリスでの調査によって明らかになりかつ研究は先行している。2005年ころから先行するイギリスでの研究を紹介する形で、日本でもヤングケアラーの研究がはじまった¹⁾。日本では近年、「ケアラーのケア」（介護者支援ともいう）に注目が当たる中で、その一つの側面であるヤングケアラーにも注目が集まっている。2010年には一般社団法人日本ケアラー連盟が設立され²⁾、実態調査や各種調査などが行われるなどの活動も進みだした。

全国の実態調査を踏まえ、政府の具体的な支援策が一気に進みつつあるが、ヤングケアラー支援を進めるためには“なぜ、子どもが介護者になっているのか”、“なぜ、ヤングケアラーが生み出されるのか”、という背景要因を明らかにすることが必要である。しかしながら、その問いについての調査研究はほとんど行われていない。このような問いこそが、ヤングケアラーの支援策を前進させ、ヤングケアラーを生み出さないための予防的対策を提示するために最も重要な視点であると考えられる。

本研究では、支援策を考えるうえで前提となる、ヤングケアラーが生み出される背景要因の解明に焦点を当てる。具体的には、なぜ、子どもが介護のいない手と位置づけられるかを“介護と家族の関係”の視点に着目し考察する。この目的を達成するために、島根県が実施した「島根県子どもの生活実態調査」のデータを用いて、以下の実証研究を遂行する。まず、ヤングケアラー支援の政策動向を整理し、ヤングケアラーが生まれている背景要因を“介護と家族の関係”の視点から理論的に整理する。次に、ヤングケアラーの置かれた状況・環境を明らかにし、その介護状況が学校生活、社会生活などに与える影響を考察する。これらを踏まえて、ヤングケアラー問題が起きている背景要因を考察し、ヤングケアラーの支援対策と予防的な介入方策について検討する。

I ヤングケアラー支援の政策動向

1. 実態調査の動向

厚生労働省は2018年度³⁾と19年度⁴⁾にそれぞれ、全国の市町村に設置された要保護児童対策地域協議会に対し、ヤングケアラーに関する調査を実施した。18年度は849自治体が回答(回収率48.8%)した。この中でヤングケアラーという概念を「認識している」としたのは27.6%にとどまった。このうち、ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していたのは34.2%だった。

19年度は707の自治体(回収率40.6%)が回答した。ヤングケアラーの概念を「認識している」としたのは46.7%、「昨年度までは認識していなかったが、認識するようになった」は28.0%で、認識割合は合わせて7割強に高まった。このうち、ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握をしているとしたのは30.1%、ヤングケアラーと思われる子どもはいるが実態を「把握していない」が27.7%、「該当する子どもがいない」が41.9%だった。18、19両年度に調査対象となった同協議会は、虐待被害などで保護が必要な子どもの支援を主な目的としている。厚労省は、表面化しにくい実態をより正確につかむには教育現場への調査が必要と判断し、全国規模で調査に乗り出すこととした。

こうした国の動きについて、日本ケアラー連盟(東京都)は、「ようやく全国のヤングケアラーの実態や抱える問題、実現すべき課題が明らかになる」と歓迎する。これまでは同連盟による教員対象の調査(2015年・新潟県南魚沼市⁵⁾、2016年・神奈川県藤沢市⁶⁾)や大学教授グループによる高校生調査(16年・大阪府⁷⁾、18~19年・埼玉県⁸⁾)、埼玉県の高校2年生調査(20年)など民間団体や研究者、自治体による地域限定の調査が先行していた。

連盟は、「まずは学校を発見の場と位置付けてほしい、行政には担当分野を超えた対応が求められ、縦割りではない省庁横断的な支援が大切」と訴える。国は調査結果を基に施策を講じ、具体的に支援してほしい」と期待を込める。

実態調査でヤングケアラーの状況が明らかになるにつれて、このような状況を改善するには、国や自治体単位での支援が必要との意見が出るようになり、ヤングケアラーの支援に乗り出す自治体が出てきている。埼玉県では2020年3月、全国ではじめてとなるヤングケアラーを支援するための条例「ケアラー支援条例」⁹⁾が成立した。これは、社会全体で支えることでケアラーの孤立を防ぐ仕組みづくりを目指すもので、ヤングケアラーの教育機会の確保も含まれている。また、この条例を踏まえ、埼玉県では県内の高校2年生5万5,000人を対象に実態調査を開始した。調査結果は支援推進計画に反映される予定である。埼玉県で施行された条例のように、ヤングケアラーの実態に即して広く支援の手を差し伸べられる制度や仕組みづくりが国や自治体レベルで求められている。

おりしも、新型コロナウイルス禍で若者の貧困や自殺が増えたのを受け、政府は2025年度までの「子供・若者育成支援推進大綱」を決めて、孤独・孤立対策の強化を明記した¹⁰⁾。新たな大綱は新型コロナウイルス禍で「子供・若者の孤立の問題が一層顕在化している」と指摘した。孤独・孤立対策を中心に5つの柱を設けた。そこに、病気や障害のある家族の介護を担う18歳未満のヤングケアラーの実態を調査し、支援することも明記された。

若年介護者(ヤングケアラー)を生まないために一なせ、子どもが介護のにない手になるのか—

厚生労働・文部科学両省は2020年12月から2021年2月にかけて「ヤングケアラー」に関する初の実態調査を行い、4月に結果を公表した¹¹⁾。調査は全国の公立中学校に通う2年生や全日制高校の2年生、通信制高校の生徒らを対象にインターネットで実施した。中学2年生で5,558人、全日制高校の2年生で7,407人が回答した。中学2年生のうち世話をする家族が「いる」と答えた割合は5.7%。平日1日に世話に費やす時間が7時間以上という負担が重い生徒も1割程度いた。全日制高校の2年生では4.1%の307人が世話をする家族が「いる」と答え、世話をする頻度は47.6%が「ほぼ毎日」とした。平日1日に世話に費やす時間は平均3.8時間。「7時間以上」は10.7%だった。世話をする家族の内訳を複数回答で聞いたところ、「きょうだい」が中2で61.8%、高2で44.3%と最も多く、「父母」「祖父母」が続いた。

ヤングケアラーは子どもの負担が大きいことが課題となっており、政府が閣議決定した経済財政運営の指針「骨太の方針」には、家族の介護や世話を担う子ども「ヤングケアラー」への支援が初めて明記された。孤立しがちなヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐ取り組みが予算化される方向になり、国レベルの支援が本格化する見通しである。

2. 支援の動向

家族の介護や世話に追われる子ども「ヤングケアラー」の支援を巡り、厚生労働省と文部科学省は来年度の予算概算要求に支援の事業費を盛り込んだ¹²⁾。厚労省は概算要求で、ヤングケアラー支援のための新規事業を複数、盛り込んだ。自治体の先進的な取り組みを財政面から後押しする「ヤングケアラー支援体制強化事業」の創設、各地にある当事者団体や支援団体の連携を深める「ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業」の創設、ヤングケアラーがいる家庭や育児に不安を抱える家庭に家事支援などを行う「子育て世帯訪問支援モデル事業」の創設などがある。

「ヤングケアラー支援体制強化事業」では、自治体が行う実態調査や、福祉、医療、教育など各分野のソーシャルワーカー向けの研修などの事業費を国が補助する。自治体が福祉事務所などに「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置して民間の支援団体などとの連携体制を整えた場合や、当事者が支え合う「ピアサポート」などの活動に取り組んだ場合などにも事業費を補助することを想定している。

文科省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を充実させる事業などにヤングケアラー支援も含めた。学校現場で過度なケアを負担している子どもの早期発見を図る。政府は来年度からの3年間をヤングケアラーの認知度向上の「集中取組期間」と位置づけており、ヤングケアラーの早期発見や支援体制を早急に整えたい考えだ。政府は、施策について、スピード感を持って取り組む意向を示している。

Ⅱ ヤングケアラーが生み出される背景要因

1. 経済社会の変動

ここからは、ヤングケアラー問題が生まれる背景を経済社会の動きと関連づけながらみてみよう¹³⁾。戦後の高度経済成長に支えられながら、福祉国家は、国民の福祉の向上を実現してき

た。右肩上がりの経済成長と低失業率、それにより形成された正規雇用・終身雇用の男性労働者の夫と専業主婦の妻と子供という核家族モデル、企業の福利厚生の実、地域社会のつながりが残っているという社会構造を前提にした社会保障制度が柱であった。

1961(昭和36)年には全ての国民が公的な医療保険制度や年金制度に加入する「国民皆保険・皆年金」が実現し、1970年代初頭まで高度経済成長を背景に福祉国家は拡大を遂げた。ところが、「福祉国家」の危機が1980年代から叫ばれるようになる。2度にわたるオイルショックを契機に、高成長から低成長へ時代が移るのに伴い、福祉国家に対する議論がさまざまな形で行われるようになった。加えて、医療の進歩等により平均寿命が伸びる一方で、他国に類を見ないスピードで少子高齢化が進み、核家族化のさらなる進展に伴って社会保障ニーズが増大した時期でもあった。その反面、核家族化の進展や単身世帯の増加など、世帯の小規模化の進展等により家族や親族内での支え合いの機能がますます希薄化すると同時に、都市化に伴う生活様式の浸透などにより、共同体内での支え合いの機能(地縁の機能)も薄くなっていった。このような日本型福祉の充実に大きく貢献してきたのが、企業福祉である。

家族や親族内での支え合いや共同体内での支え合いの機能が希薄化した後も、比較的強く残っていたのは高度経済成長期までに形成されてきた日本型雇用システムに代表される長期安定的な雇用関係であった。社会保障制度もこの長期安定的な雇用関係を前提として設計されてきたが、その職縁も、非正規雇用の労働者には及ばず、企業の保護の対象から外れるという状態におかれるようになった。

1990年代初頭以降になると、日本経済は長期の低迷に向かう。バブル経済の崩壊とともに経済のグローバル化が一層進展したこの時期には、企業活動における国際競争が激化した。企業は、経営の不確実性が増大する中で、急激な変化に柔軟に対応するためにパートタイム労働者や派遣労働者といった非正規雇用の労働者の活用を図るようになる。こうして、社会保障の制度設計の前提となってきた日本型雇用システムにも揺らぎがみられるようになった。

企業福祉に頼ることが難しくなる一方で、日本は他国に類を見ないスピードで高齢化が進み、1994(平成6)年には、人口に占める65歳以上の者の割合が14.5%を超え、「高齢社会」が到来した。高齢化の進行は、介護サービスのニーズを増加させた。こうした状況を背景に、高齢者介護を社会全体で支えるために、2000(平成12)年に第5番目の社会保険として介護保険制度が創設された。

2. 「介護の社会化」の逆行

次に、このような経済社会によって支えられ、経済社会を支えている家族の機能の変容を見てみよう¹⁴⁾。家族は、社会の基礎的構成単位として経済社会を支えると同時に、経済社会の変化は、家族のあり方に少なからぬ影響を及ぼす。家族はその構成員の生活を維持し、保障するという生活保持機能を基本とする。生活保持機能は、生産・労働機能、養育・教育機能および扶助機能から成る。家族には、構成員の生活を保持するために生産や労働に従事し、子どもを産み育て教育し、その構成員が病気になったり、高齢になって働けなくなり、介護を必要とするようになった場合には、互いに助け合うことが期待されている。このような生活保持機能と

若年介護者(ヤングケアラー)を生まないために一なげ、子どもが介護のない手になるのか—

ともに、家族はまた、安らぎの場としての精神的機能も重視されている。

しかしながら、戦後の高度経済成長および人口構造の転換の過程で、世帯構造は変化し、高齢者が増えるとともに、1世帯当たりの人数は減少し、働く女性が増える、結婚しない、離婚して単身者の人が増える、同居率も低下する等、家族の姿は多様化した。それとともに、家族に期待されていたさまざまな扶助機能をすべての家族が担うことが難しくなった。たとえば、家族の誰かが病気になる、介護が必要になり、働き手が職を失ったような場合、かつては家族の扶助機能によって助け合ってきたが、現在の社会にあっては、すべての家族がそれを維持することが難しくなった。

また、かつての国民の生活基盤の安定は、右肩上がりの経済成長や低失業率と、それらを背景とした企業の長期雇用慣行(終身雇用を前提とした正規雇用)や、地域の雇用維持のための諸施策(公共事業による雇用創出等)などであり、男性世帯主の勤労所得の確保によるところが大きかった。男性世帯主が仕事に専念する一方で、子育てや介護については、専業主婦の奮闘によるところが大きく、家庭内での主婦を中心とする家族によるケアへの依存度を高めていった。

しかしながら、1990年代以降になると、国内外の社会経済情勢の変化の中で、これまでの社会保障が前提としていた企業福祉も見直される。企業を取り巻く経済のグローバル化、国際競争の激化や産業構造の変化等の環境の中で、その適応を迫られた企業は、給与水準の比較的低い非正規雇用の労働者を増やすことになる。その結果、企業における就業形態は多様化し、かつての日本型雇用システムを前提とする生活保障機能は低下する。こうして、男性世帯主の勤労所得が不安定になるにつれて、性別役割分業の意識も薄れ、女性の社会進出が進む中で、専業主婦が育児や介護を担うという役割規範も限界となっていった。

専業主婦を中心とする家族が介護の中核を担うことが難しくなるとともに、高齢者人口は増加の一途をたどり、高齢者の介護は家族だけでは担いきれないリスクとして社会的に認識されるようになる。しかし、そのことで家族の負担が軽減されるわけではない。家族の機能が縮小したぶんを、介護保険のサービスで提供できれば、必要とされる介護の提供は充足する。しかし、すべての介護ニーズを介護保険のサービスで代替できない場合には、家族の機能が縮小しているとしても、家族にそれまでどおりの介護が求められる。そうすると、当然、家族の介護負担は過大になる。

しかも、家族の機能が縮小するなかにあっても、それまでのケア役割を家族でなんとかやりくりしようとする、本来、介護の担い手ではなく、ケアを受ける立場にある子どもまでもが、介護役割を引き受けざるを得ない事態が生まれている。こうして、“ヤングケアラーと呼ばれる”本来介護の担い手ではない子どもが、家族の大人が担うべき介護役割を引き受けるという、“ヤングケアラー問題”が生み出されるようになって考えられる。ケアを受ける立場にある子どもまでもが介護を担うようになっている現実、高齢者の介護保障をはじめとするケア政策全般が実態的にも、国民意識の上でも、社会的な支援を最も必要とする部分となっているにもかかわらず、実態が追いついていないことを如実に表しているといえよう。

にもかかわらず、高齢化と財政難が急速に進む中、介護保険制度はその改革論議の中で、さ

らなる利用者負担の増加など、「社会化」と逆行する様相を呈しつつある。家族の経済状況によっては、サービス利用が抑制される傾向さえ存在する。介護保険の自己負担も引き上げられて、利用が抑制される傾向にあるが、家族は変わる中で、「老老介護」「介護離職」「遠距離介護」「ヤングケアラー」の問題が噴出するなど、介護と家族を巡る状況は多様化し、近年いっそう厳しさを増している。

3. 介護する家族の実態

ここで、介護と家族を巡る近年の状況をみてみよう。『国民生活基礎調査』は3年毎に大規模調査が実施されており、介護の状況についても調査が行われている。介護の状況の調査は、2001年以降に調査が始まった。その結果の概要を示した『令和元年国民生活基礎調査の概況』¹⁵⁾、『平成28年国民生活基礎調査の概況』¹⁶⁾により、介護する家族の実態を把握する。

(1) 主な介護者の続柄、年齢

①続柄

主な介護者の続柄は、表1に示すように、子が31.5%、配偶者が24.0%、事業者が12.1%、子の配偶者が8.6%、父母が0.6%、その他0.5%、不詳19.6%である。介護保険法が施行されて20年を迎えた現在でも約7割のケースで家族が主な介護者の役割を担っていることを示している。

②年齢

主な介護者の年齢は、表2に示すように、29歳以下0.4%、30～39歳1.0%、40～49歳5.6%、50～59歳19.6%、60～69歳30.7%、70～79歳26.5%、80歳以上16.2%であり、介護者の高齢化が進んでいる。一方、59歳以下の現役世代の介護者も26.6%を占めており、介護をしながら働く現役世代の実態がある。

表1 主な介護者の介護を要する者との続柄(%)

続柄	
配偶者	24.0
子	31.5
子の配偶者	8.6
父母	0.6
その他の親族	3.2
事業者	12.1
その他	0.5
不詳	19.6

出所：厚生労働省『国民生活基礎調査 令和元年』より作成。

表2 同居の主な介護者の年齢階級別の割合(%)

年齢階級	
29歳以下	0.4
30～39歳	1.0
40～49	5.6
50～59	19.6
60～69	30.7
70～79	26.5
80歳以上	16.2

出所：厚生労働省『国民生活基礎調査 2019年度』より作成

(2) 介護サービスを利用しない理由

また、介護保険制度におけるサービスを利用しなかった理由をみると(表3)、「家族介護で

若年介護者(ヤングケアラー)を生まないために 一なぜ、子どもが介護のにな手になるのか—

なんとかやっけていける」が最も多く、2016年43.8%、2019年46.6%となっている。「本人でなんとかやっけていける」も多く、2016年27.9%、2019年28.4%となっている。介護保険が始って20年近くが経つが、家族の介護意識はあまり変わっておらず、家族内でなんとか介護しようとする傾向が続いていることがわかる。このように、本来、『社会化』すべきケアの一定の部分、依然家族が引き受けている実態がある。

表3 介護保険制度におけるサービスを利用していない理由(単位：%)

	2019年	2016年
家族介護でなんとかやっけていける	46.6	43.8
介護が必要な者(本人)でなんとかやっけていける	28.4	27.9
他人を家に入れたくない	6.8	4.7
外出するのが大変	8.6	8.3
どのようなサービスがあるかわからない	2.8	2.8
サービスを受ける手続きがわからない	1.7	2.3
利用者負担が払えない	1.6	1.8
受けたいサービスがない	3.4	3.4
入院していた	1.0	8.0
その他12.78.7		
不詳	22.1	27.2

出所：厚生労働省『国民生活基礎調査令和元年・平成28年』より作成。

Ⅲ 島根県のヤングケアラーの実態

1. データ及び分析対象

ここからは、子どもがケアを引き受けている実態をみてみよう。用いるデータは、島根県健康福祉部地域福祉課が令和元年9月に実施した「島根県子供の生活に関する実態調査」¹⁷⁾における個票データを匿名化したものである。これは、次世代を担う子ども達が、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、意欲にあふれ自立した人間へと成長することができる社会づくりに向けて、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的に、県全体の子どもの生活実態や学習環境等について調査を行ったものである。

調査票は、児童・生徒が回答する「子ども票」と保護者が回答する「保護者票」から構成され、子どもと保護者それぞれが記入の上、個別に封かんしたものを別の封筒に入れてもらい、学校を通じて配布・回収した。調査対象は、島根県内の学校に通学している小学5年生・保護者5,820人、中学3年生・保護者5,749人、高校2年生・保護者6,505人である。有効回答数、有効回答率は、小学5年生4,598(79.0%)・保護者4,598(79.0%)、中学2年生4,098(71.3%)・保護者4,092(71.2%)、高校2年生3,976(61.1%)・保護者3,992(61.4%)であった。調査実施期間は、2019年9月である。

論理的配慮としては、島根県健康福祉部地域福祉課に研究を申請し、データ利用の許可を得て、匿名化された個票データを提供してもらい解析した。

2. 分析方法

本調査では、子どもの生活における「生活困難」を次の3つの要素から分類する。「①低所得」は、貧困の測定に最も一般的に用いられている指標であるが、本調査においては所得データを補完するために、「②家計の逼迫」と「③子どもの体験や所有物の欠如」という物質的剥奪指標を用いる。以下にそれぞれの詳細な定義を示す。

- ① 低所得を世帯人数にかかわらず世帯の年間収入が200万円以下とする。
- ② 「家計の逼迫」は、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義する。具体的には、保護者票において過去1年間に、経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合は「家計の逼迫」があると定義する。

③ 子どもの体験や所有物の欠如

①と②は、世帯全体の生活困難を表すが、子供自身の生活困難を表す指標として、「子供の体験や所有物の欠如」を用いる。ここで用いられる子供の体験や所有物とは、日本社会において、大多数の子供が一般的に享受していると考えられる経験や物品である。具体的には、保護者票において過去1年間に、「海水浴に行く」、「博物館・科学館・美術館などに行く」、「スポーツ観戦や劇場に行く」、「キャンプやバーベキューに行く」、「遊園地やテーマパークに行く」ことが「経済的にできない」、「毎月おこづかいを渡す」、「毎年新しい洋服・靴を買う」、「習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」、「学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)」、「お誕生日のお祝いをする」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」ことが「経済的にできない」、または「子供の年齢に合った本」「子供用のスポーツ用品・おもちゃ」「子供が自宅で宿題(勉強)ができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」(全15項目)である。これらの項目のうち3つ以上が該当している場合に、「子供の体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。

生活困難層(生活困窮層、周辺層)、非生活困難層の分類は、以下のとおりである。生活困難層は生活困窮層と周辺層を合わせた層である。生活困窮層は2つ以上の要素に該当する。周辺層はいずれか1つの要素に該当する。非生活困難層はいずれの要素にも該当しない。

本調査では、クロス集計に関して、カイ二乗検定によって分布が統計的に有意であるかを検定した。なお、各図表の数値の合算値は、端数処理の関係上、各項目の割合の合計値が100%とならない場合がある。

3. ヤングケアラーの抽出

本調査では、質問項目の「家族の介護・看護(着替えなどの介助、お薬の管理など)」を「ほとんど毎日」、「週に2～3回」していると回答した者をヤングケアラーとして抽出し、調査対

若年介護者(ヤングケアラー)を生まないために一なげ、子どもが介護のにない手になるのか一

象とした。

4. 分析結果

4.1 どのくらいの規模でヤングケアラーがいるのか(表4)

ヤングケアラーに該当する者は、小学生(176/4598人 3.9%)、中学生(119/4098人 2.9%)、高校生(105/3976人 2.7%)であった。家族の介護・看護の役割が「ほとんど毎日」と回答したヤングケアラーは、小学生35.8%、中学生30.3%、高校生23.8%、「週に2～3日くらい」は、小学生64.2%、中学生69.7%、高校生76.2%であった。家で「ほとんど毎日」介護・看護をしている子どもは、ヤングケアラーのうち、小学生、中学生、高校生ともに3割程度にのぼる。大阪府が実施した公立高校の実態調査では、高校生のヤングケアラーは5.2%であり、鳥根県は大阪府と比べヤングケアラーの割合が少ないようにみえるが、本調査では、家での役割についてきょうだいの手話や家事を含んでおらず、これらを含めると、鳥根県も大阪府と同じくらいのヤングケアラーがいると考えられる。

表4 家族の介護・看護(着替えなどの介助、お薬の管理など)

	ほとんど毎日	週に2～3日くらい	ほとんどしない	無回答	合計
小学生	63	113	0	0	176
	35.8%	64.2%	0.0%	0.0%	100.0%
中学生	36	83	0	0	119
	30.3%	69.7%	0.0%	0.0%	100.0%
高校生	25	80	0	0	105
	23.8%	76.2%	0.0%	0.0%	100.0%

4.2 家族の手話や外国語の通訳(表5)

「家族の手話や外国語の通訳」をしているヤングケアラーは、小学生13.1%、中学生15.1%、高校生20.0%であった。高校生の約2割が、家族の手話や外国語の通訳等の役割を担うヤングケアラーであることが明らかになった。鳥根県では出雲市をはじめ、外国籍の家庭が増えているが、子どもが通訳を担うヤングケアラーが2割程度いることが分かった。

表5 家族の手話や外国語の通訳

	ほとんど毎日	週に2～3日くらい	ほとんどしない	無回答	合計
小学生	7	16	149	4	176
	4.0%	9.1%	84.7%	2.3%	100.0%
中学生	7	11	98	3	119
	5.9%	9.2%	82.4%	2.5%	100.0%
高校生	10	11	83	1	105
	9.5%	10.5%	79.0%	1.0%	100.0%

4.3 ケアをしている子どもの状況

①性別(表6)

小学生は、男子91人51.7%、女子75人42.6%、中学生は男子52人43.7%、女性53人44.5%、高校生は男子54人51.4%、女性50人47.6%がヤングケアラーと捉えられる。日本ではじめて体系的なヤングケアラーの調査を行った魚沼市では、男子35.4%、女子64.6%と女子の割合が高いが、鳥根県の小学生と高校生のヤングケアラーは、男子の割合が高い。

表6 性別

	男子	女子	答えたくない	無回答	合計
小学生	91	75	1	9	176
	51.7%	42.6%	0.6%	5.1%	100.0%
中学生	52	53	4	10	119
	43.7%	44.5%	3.4%	8.4%	100.0%
高校生	54	50	1	0	105
	51.4%	47.6%	1.0%	0.0%	100.0%

②世帯構成(表7)

魚沼市の実態調査では、ヤングケアラーの世帯構成は「ひとり親の家庭(祖父母同居も含む)」の割合が高いが、鳥根県では、「ふたり親の家庭」の割合が高い。また、鳥根県の高中生では、ふたり親(三世代)の割合が44人44.4%で最も多く、親に代わって、子どもが同居する祖父母の介護・看護をしている実態がうかがえる。

表7 世帯構成

	ふたり親 (二世代)	ふたり親 (三世代)	ひとり親 (二世代)	ひとり親 (三世代)	その他	無回答	合計
小学生	87	55	13	11	8	0	174
	50.0%	31.6%	7.5%	6.3%	4.6%	0.0%	100.0%
中学生	49	46	10	8	2	2	117
	41.9%	39.3%	8.5%	6.8%	1.7%	1.7%	100.0%
高校生	32	44	12	7	4	0	99
	32.3%	44.4%	12.1%	7.1%	4.0%	0.0%	100.0%

③生活困難別の世帯構成(表8)

生活困難世帯とヤングケアラー世帯の世帯構成を比べると、生活困窮世帯は、非生活困窮世帯と比べ「ひとり親の世帯」の割合が高い。ヤングケアラー世帯では、小学生、中学生、高校生ともに「ふたり親(三世代)」の割合が高くなっており、三世代同居で祖父母を介護しているヤングケアラーが多いことがうかがえる。

若年介護者（ヤングケアラー）を生まないために ―なぜ、子どもが介護のいない手になるのか―

表8 生活困窮別の世帯構成

	ふたり親 (二世帯)	ふたり親 (三世帯)	ひとり親 (二世帯)	ひとり親 (三世帯)	その他	無回答	合計
小学生全体	54.8%	26.2%	11.0%	5.0%	2.3%	0.7%	100.0%
中学生全体	51.2%	28.6%	11.7%	5.0%	2.8%	0.8%	100.0%
高校生全体	49.3%	29.0%	12.1%	5.8%	2.7%	1.2%	100.0%
小学生困窮層	45.6%	14.0%	24.5%	10.0%	4.4%	1.5%	100.0%
中学生困窮層	36.7%	13.4%	34.6%	10.7%	4.0%	0.5%	100.0%
高校生困窮層	41.0%	17.7%	29.1%	8.1%	3.3%	0.8%	100.0%
小学生周辺層	50.0%	23.8%	17.0%	6.2%	2.7%	0.4%	100.0%
中学生周辺層	50.6%	28.3%	12.1%	6.4%	1.9%	0.8%	100.0%
高校生周辺層	50.5%	24.9%	13.3%	7.8%	3.1%	0.4%	100.0%
小学生非生活困難層	59.9%	28.8%	6.7%	3.3%	0.9%	0.4%	100.0%
中学生非生活困難層	56.3%	31.2%	7.1%	3.3%	1.5%	0.5%	100.0%
高校生非生活困難層	53.7%	32.2%	7.3%	4.5%	1.4%	0.8%	100.0%
ケアラー小学生	50.0%	31.6%	7.5%	6.3%	4.6%	0.0%	100.0%
ケアラー中学生	41.9%	39.3%	8.5%	6.8%	1.7%	1.7%	100.0%
ケアラー高校生	32.3%	44.4%	12.1%	7.1%	4.0%	0.0%	100.0%

4.4 子どもの生活状況（表9）

次に、ヤングケアラーの生活状況を見てみよう。

① 歯を磨く頻度

歯磨きを毎日しないヤングケアラーは、小学生11.9%、中学生9.2%、高校生8.6%となっている。全体では、小学生9.7%、中学生5.7%、高校生3.6%であり、ヤングケアラーは、歯磨きなどの日常的な衛生習慣に問題がみられる傾向にある。

表9 歯を磨く頻度

	毎日	週に数回	月に数回	めったにしない	無回答	合計
小学生	155	18	1	2	0	176
	88.1%	10.2%	0.6%	1.1%	0.0%	100.0%
中学生	108	11	0	0	0	119
	90.8%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
高校生	96	5	0	2	2	105
	91.4%	4.8%	0.0%	1.9%	1.9%	100.0%

② お風呂に入る頻度(表7)

毎日お風呂に入らないと回答したヤングケアラーの割合は、小学生6%、中学生3.3%、高校生2.9%となっている。全体では、小学生2.4%、中学生1.2%、高校生1.1%であり、ヤングケアラーは毎日入浴していない傾向が大きい。

表7 お風呂に入る頻度

	毎日	週に数回	月に数回	めったにしない	無回答	合計
小学生	162	9	0	1	4	176
	92.0%	5.1%	0.0%	0.6%	2.3%	100.0%
中学生	115	3	0	1	0	119
	96.6%	2.5%	0.0%	0.8%	0.0%	100.0%
高校生	98	1	0	2	4	105
	93.3%	1.0%	0.0%	1.9%	3.8%	100.0%

4.5 高校生の学校の種類(表8)

高校生のヤングケアラーが通っている学校の種類は、全日制公立高校65.7%、全日制私立高校25.7%、定時制公立高校1.9%、高専1.9%、特別支援学校3.8%となっている。全体では、全日制公立高校73.2%、全日制私立高校18.7%、定時制公立高校0.9%、高専2.2%、特別支援学校2.4%となっている。ヤングケアラーは、全日制公立高校に通う生徒が少なく、全日制私立高校や定時制公立高校、特別支援学校に通う傾向が大きい。こうした状況は、ヤングケアラーの進学先は、家庭の事情が反映されている可能性を示唆する。また、特別支援学校に通う生徒の場合、何らかのケアを必要とする生徒がほとんどであるが、これらの何らかのケアを必要とする子どもが、ケア役割を引き受けるヤングケアラーとなっている実態があることがわかる。つまり、ケアされる側がケアする側になっている傾向があることを示しており、ケアする側とケアされる側の境界のあいまいさが大きくなる傾向にあることがわかる。

表8 通っている高校について

	全日制 公立高校	全日制 私立高校	定時制 公立高校	高専	特別支援学校 (養護学校)	無回答	合計
高校生	69	27	2	2	4	1	105
	65.7%	25.7%	1.9%	1.9%	3.8%	1.0%	100.0%

4.6 子どもの学びの状況(表9)

勉強が「だいたいわかる」は小学生、中学生で最も多く、小学生44.9%、中学生35.3%、高校生33.3%である。全体では、小学生45%、中学生39.8%、高校生40.8%となっている。「ほとんどわからない」は小学生1.7%、中学生2.5%、高校生1.9%である。全体では、小学生1.0%、中学生2.5%、高校生2.3%となっている。ヤングケアラーと全体の子どもを比べると、「ほとんどわからない」は差があまり見られないが、勉強が「だいたいわかる」は、ヤングケアラーの方

若年介護者（ヤングケアラー）を生まないために 一なせ、子どもが介護のにない手になるのか—

が全体の子どもと比べて少ない傾向にある。

表9 勉強の理解度

	ほとんどわかる	だいたいわかる	半分くらいわかる	わからないことが多い	ほとんどわからない	無回答	合計
小学生	39	79	35	14	3	6	176
	22.2%	44.9%	19.9%	8.0%	1.7%	3.4%	100.0%
中学生	15	42	38	16	3	5	119
	12.6%	35.3%	31.9%	13.4%	2.5%	4.2%	100.0%
高校生	10	35	44	13	2	1	105
	9.5%	33.3%	41.9%	12.4%	1.9%	1.0%	100.0%

4.7 思いや気持ち

次に、ヤングケアラーの精神面への影響についてみてみよう。

① 不安を感じることはない(表10)

「不安を感じることはない」の問いに対して、「あまり思わない」と「思わない」と回答した者の割合は、小学生41.5%、中学生40.3%、高校生35.3%となっている。全体では、小学生38.6%、中学生41.3%、高校生51.4%となっており、小学生ではヤングケアラーが全体の子どもと比べ、不安を感じている傾向にある。また、「不安を感じる」に該当すると回答したヤングケアラーは、小学生41.5%、中学生39.8%、高校生35.3%となっており、ヤングケアラーの3割から4割は、不安を感じるなどの精神面の影響が見られる。

表10 不安を感じることはない

	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答	合計
小学生	49	54	58	15	0	176
	27.8%	30.7%	33.0%	8.5%	0.0%	100.0%
中学生	30	41	28	20	0	119
	25.2%	34.5%	23.5%	16.8%	0.0%	100.0%
高校生	35	31	24	13	2	105
	33.3%	29.5%	22.9%	12.4%	1.9%	100.0%

② 孤独とを感じることはない(表11)

「孤独とを感じることはない」の問いに対して、「あまり思わない」と「思わない」と回答した者の割合は、小学生42.1%、中学生33.6%、高校生32.4%となっている。全体では、小学生34.6%、中学生29.7%、高校生34.7%となっており、小学生と中学生では、ヤングケアラーが全体の子どもと比べて、孤独を感じている傾向にある。つまり、ヤングケアラーの3割から4割は孤独を感じており、誰にも相談できずに孤独、孤立を感じているヤングケアラーが多いことがわかる。

表11 孤独と感じることはない

	とても思う	思う	あまり 思わない	思わない	無回答	合計
小学生	62	40	42	32	0	176
	35.2%	22.7%	23.9%	18.2%	0.0%	100.0%
中学生	40	39	25	15	0	119
	33.6%	32.8%	21.0%	12.6%	0.0%	100.0%
高校生	37	32	25	9	2	105
	35.2%	30.5%	23.8%	8.6%	1.9%	100.0%

③ 逃げ出したいような気がした(表12)

「逃げだしたいような気がした」の問いに対して、「いつもそうだ」と「時々そうだ」と回答した者の割合は、小学生35.2%、中学生36.1%、高校生50.5%となっている。全体では、小学生25.0%、中学生28.8%、高校生41.9%となっており、小中高すべてで「逃げ出したい」と思っているヤングケアラーが多い傾向にある。高校生のヤングケアラーの半数は、「逃げ出したい」と思っており、精神面への影響や孤独・孤立が心配される。

表12 逃げ出したいような気がした

	いつも そうだ	時々 そうだ	そんなこと はない	無回答	合計
小学生	10	52	112	2	176
	5.7%	29.5%	63.6%	1.1%	100.0%
中学生	13	30	70	6	119
	10.9%	25.2%	58.8%	5.0%	100.0%
高校生	24	29	47	5	105
	22.9%	27.6%	44.8%	4.8%	100.0%

④ 自分は価値のある人間だ(表13)

「自分は価値のある人間だ」の問いに対して、「とても思う」と「思う」に回答した者の割合は、小学生51.1%、中学生69.2%、高校生62.7%である。全体では、小学生57.1%、中学生60.3%、高校生61.3%となっており、ヤングケアラーの中学生、高校生は、「自分を価値のある人間だ」と思っている割合が高い。つまり、ヤングケアラーはそうではない子どもと比べ、自己肯定感が高い傾向にあることがうかがえる。特に、「自分は何かの役に立っているという感覚」が注目される。ヤングケアラーにとっては、家族の介護役割を引き受けることで、家族の役に立っているという自己有用感が、自己肯定感の高さにつながっているのではないかと考えられる。

若年介護者（ヤングケアラー）を生まないために ―なぜ、子どもが介護のいない手になるのか―

表13 自分は価値のある人間だ

	とても そう思う	思う	あまり 思わない	思わない	無回答	合計
小学生	39	50	62	20	3	174
	22.4%	28.7%	35.6%	11.5%	1.7%	100.0%
中学生	24	57	24	12	0	117
	20.5%	48.7%	20.5%	5.0%	0.0%	100.0%
高校生	15	47	29	6	2	99
	15.2%	47.5%	29.3%	6.1%	2.0%	100.0%

4.8 世帯全員の年間収入（表14）

世帯全員の年間収入は、小学生と中学生の世帯は「500～600万円」が最も多く、小学生17.2%、中学生16.2%である。高校生の世帯は「400～500万円」が16.2%で最も多い。ヤングケアラーが所属する世帯の年収にはばらつきがみられる。

表14 世帯の年間収入

	収入はない (0円)	1～50 万円	50～100 万円	100～200 万円	200～300 万円	300～400 万円	400～500 万円
小学生	3	1	0	9	10	17	24
	1.7%	0.6%	0.0%	5.2%	5.7%	9.8%	13.8%
中学生	2	2	1	3	11	12	12
	1.7%	1.7%	0.9%	2.6%	9.4%	10.3%	10.3%
高校生	2	0	1	7	11	7	16
	2.0%	0.0%	1.0%	7.1%	11.1%	7.1%	16.2%
	500～600 万円	600～700 万円	700～800 万円	800～900 万円	900万円 以上	無回答	合計
小学生	30	17	22	11	16	14	174
	17.2%	9.8%	12.6%	6.3%	9.2%	8.0%	100.0%
中学生	19	12	8	8	13	14	117
	16.2%	10.3%	6.8%	6.8%	11.1%	12.0%	100.0%
高校生	15	10	10	5	5	10	99
	15.2%	10.1%	10.1%	5.1%	5.1%	10.1%	100.0%

4.9 保護者の就労状況（表15、16）

母親の勤務は、「平日の日中以外の勤務はない」は小学生29.5%、中学生42.7%、高校生32.6%となっており、土日祝日勤務や日中以外の早朝勤務、夜勤・深夜勤務をしている母親が多い。全体では、小学生38.4%、中学生37.4%、高校生38.2%となっており、ヤングケアラーの世帯の母親は、「平日の日中以外の勤務」が多い傾向にある。

父親の勤務は、「平日の日中以外の勤務はない」は小学生20.1%、中学生21.6%、高校生17.5%となっており、母親と同様に土日祝日勤務や早朝勤務、夜勤・深夜勤務をする者が多い。全体

では、小学生18.4%、中学生22.4%、高校生26.7%となっており、母親同様父親もヤングケアラーの世帯では、「平日の日中以外の勤務」が多い傾向にある。

このように、親の働き方が変則勤務やシフト勤務、夜間勤務などの不規則勤務の家庭で、ヤングケアラーが多くみられる傾向にある。このことから、介護サービスなどを使いづらい夜間や土・日曜日に、働く親に代わって子どもが祖父母やきょうだいのケアを担っている実態がうかがえる。

表15 母親の平日日中以外の勤務について(複数回答)

	早朝 (5時～8時)	夜勤 (20時～22時)	深夜勤務 (22時～5時)	土曜出勤	日曜・祝日 出勤	その他	平日の 日中以外の 勤務はない	無回答	回答者数
小学生	13	20	17	84	55	11	46	12	156
	8.3%	12.8%	10.9%	53.8%	35.3%	7.1%	29.5%	7.7%	-
中学生	12	10	6	42	26	6	41	8	96
	12.5%	10.4%	6.3%	43.8%	27.1%	6.3%	42.7%	8.3%	-
高校生	9	7	5	50	32	5	30	8	92
	9.8%	7.6%	5.4%	54.3%	34.8%	5.4%	32.6%	8.7%	-

表16 父親の平日日中以外の勤務について(複数回答)

	早朝 (5時～8時)	夜勤 (20時～22時)	深夜勤務 (22時～5時)	土曜出勤	日曜・祝日 出勤	その他	平日の 日中以外の 勤務はない	無回答	回答者数
小学生	25	30	20	89	68	10	31	22	154
	16.2%	19.5%	13.0%	57.8%	44.2%	6.5%	20.1%	14.3%	-
中学生	26	21	18	58	45	11	22	8	102
	25.5%	20.6%	17.6%	56.9%	44.1%	10.8%	21.6%	7.8%	-
高校生	17	18	15	50	37	6	14	8	80
	21.3%	22.5%	18.8%	62.5%	46.3%	7.5%	17.5%	10.0%	-

4.10 困りごとの相談相手(表17)

「ふだん、困っていること、悩みごとや悲しいことを、誰に相談するか」では、小学生では「両親」70.5%、中学生では「友だち」57.1%、高校生では「友だち」56.2%が最も多かった。一方、「相談しようと思わない」は、小学生12.5%、中学生17.6%、高校生21.0%となっており、誰にも相談しようと思わないヤングケアラーが多く見られ、孤立・孤独が心配される。

若年介護者（ヤングケアラー）を生まないために 一なげ、子どもが介護のにない手になるのかー

表17 困りごとの相談相手

	お父さんやお母さん	きょうだい	祖父母	親せき (おじ、おばなど)	友だち	学校の先生	放課後 児童クラブ の先生	塾や習いごと の先生	その他の 身近な 大人の 人
小学生	124 70.5%	30 17.0%	24 13.6%	10 5.7%	75 42.6%	44 25.0%	2 1.1%	2 1.1%	1 0.6%
中学生	63 52.9%	14 11.8%	10 8.4%	5 4.2%	68 57.1%	22 18.5%	-	5 4.2%	4 3.4%
高校生	49 46.7%	20 19.0%	11 10.5%	3 2.9%	59 56.2%	18 17.1%	-	3 2.9%	4 3.8%
	電話で 相談できる ところ	SNS相談 (LINE、 チャット相談)	その他	相談できる 人はいない	相談しようと 思わない	無回答	回答者数		
小学生	1 0.6%	1 0.6%	5 2.8%	3 1.7%	22 12.5%	3 1.7%	176 -		
中学生	1 0.8%	10 8.4%	1 0.8%	0 0.0%	21 17.6%	4 3.4%	119 -		
高校生	2 1.9%	11 10.5%	5 4.8%	2 1.9%	22 21.0%	4 3.8%	105 -		

おわりに

島根県の子どもの生活実態調査のデータを用いてヤングケアラーの実態把握を行った。分析結果から、島根県内においても全国と同じくらいのヤングケアラーがいることがわかった。ヤングケアラーは精神面や学習面に影響が見られるケースもあるが、家族の介護役割を引き受けることが、自己有用感の向上につながっている側面もある。この自己有用感、肯定感の高さがヤングケアラーの未来につながる事が重要であるが、ヤングケアラーは、自分がケアラーであることや悩みなどを誰にも相談したことがない者が多く、孤独・孤立の傾向にある。従って、ヤングケアラーの自己有用感が未来につながるよう、ヤングケアラーが頑張りすぎないよう、しかも、孤立させない支援が求められる。

このようなヤングケアラーが生まれる背景には、親の働き方が影響している可能性が示唆される。親の働き方が不規則勤務の家庭では、ヤングケアラーの出現が高くなっており、働く親に代わって日曜日や夜間に祖父母の介護やきょうだいの世話をしている実態がうかがえる。ヤングケアラーは、家族のために介護することで、自分の学習、心身の健康、生活に影響を受けており、子どもが『潜在的』な介護力として組み込まれている実態がある。

この「新しいケアラー」が生まれてしまう背景には何があるのか。以前に比べて世帯構成は小さくなり、家庭内に介護を担うことのできる大人がおらず、必然的に子どもが引き受ける結果になっている実態がある。一方、介護ニーズを潜在化させている「介護の社会化」の不十分さが、子どもに介護役割を引き受けざるを得ない状況を生み出している。このことは、介護サービスを利用しづらい日曜日や夜間に、働く親に代わって子どもが介護を引き受けている実態からも明らかである。本来、社会的なサービスとして提供される部分のケアを子どもが担っているとすれば、それは、『お手伝いの域』を明らかに超えて、『児童労働』に該当するもので

ある。その意味で、ヤングケアラーが社会的な支援を受けることは、『権利』であり、社会はヤングケアラー支援を早急に進める必要がある。

このことから、介護する家族の支援を充実することが必要であり、それによって、子どもが介護役割を引き受けなくてもよいような法整備が望まれる。介護と仕事の両立支援策も、家庭内の介護ニーズを正確に把握して、介護をしながら働く親の働き方にあった介護サービスの提供がなされているかなどの把握が必要になる。加えて、家庭内で子どもがケアの担い手になっていないか、子どもを潜在的なケアの担い手にしていないか、などの把握が不可欠である。

超高齢社会における高齢者の介護の提供は、家族による介護、市場での民間介護サービスの可能性、公的な介護保険サービスが考えられる。それぞれが特徴を持つが、それぞれのサービスの長所を生かして、最適かつ有機的な組合せを実現することが求められる。その中で、介護を必要とする当事者に対する支援の充実(本人支援)と、介護の提供者の支援(介護者支援)とが、介護サービス提供の両輪としてデザインされる必要がある。ところが、現状では、家族の介護環境の変化にあった介護者支援が十分ではなく、社会的なサービスの支援が届かない部分のケアを、家庭内で子どもが担うなどの介護問題が生まれる。つまり、「介護の社会化」の不十分さが、多くのヤングケアラーを生み出しているといえよう。

最後に「見えないケアラー」の正確な把握という課題がある。子どもは自分が行っていることが労働であるとか、それが介護であるという事実気づくことは簡単ではない。家の手伝いをしている程度だと考えてしまっている可能性も高いだろう。したがって、子どもの側からSOSの声が上がるのを待っていることはできない。大人の側がこれを把握していくための早期発見の仕組みが必要である。

より重要なのは、介護とはどういうものなのかを子どもに知ってもらう機会をつくることである。長期的には子どもが自ら声を上げることができるようになると、ヤングケアラーになるのを予防するという観点からも効果が高い。そのために、学校現場における介護・福祉教育の充実を進めることも必要である。

ヤングケアラーに必要なのは、彼らの年齢にふさわしくない過剰な介護のサポート・フォロー体制を整えることである。ヤングケアラーが暮らしやすい社会に向けて、社会でヤングケアラーを支えることが必要である。そのために、民間レベルでも柔軟な支援をしていく必要がある。筆者も「ヤングケアラーサロンネットワーク」という団体を立ち上げて、ヤングケアラーの交流の場づくりや、定期的な勉強会の開催を始めた。また、介護を子どもが担わなくてすむよう、家族の介護環境の変化に対応した介護者支援も含めた、「介護を社会全体で支える仕組み」の充実が必要である。ヤングケアラー支援のために、介護を必要とする当事者に対する支援(本人支援)と、介護の提供者の支援(介護者支援)とが、介護サービス提供の両輪としてデザインされる“『真』の介護の社会化”が急がれる。

【注】

1) 河本秀樹『日本のヤングケアラー研究の動向と到達点』「敬心・研究ジャーナル」4(1), 1, 2020

若年介護者（ヤングケアラー）を生まないために 一なげ、子どもが介護のにない手になるのかー

- 2) 日本ケアラー連盟については次のサイトを参考のこと。
< <https://carersjapan.jimdofree.com/> >
- 3) 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング『ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書案』令和3年3月。< <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000767897.pdf> >
- 4) 同上。
- 5) 日本ケアラー連盟『南魚沼市「ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての調査」〈教員調査〉報告書』2015年12月
< http://www.carersjapan.com/img_share/yc-research2015@minamiuonuma.pdf >
- 6) 日本ケアラー連盟『藤沢市ケアを担う子どもについての調査〈教員調査〉報告書』2017年6月
< <http://carersjapan.com/ycpj/research/img/yc-research2017@hujisawa.pdf> >
- 7) 宮川 雅充, 濱島 淑恵『ヤングケアラーとしての自己認識: 大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査』「総合政策研究」59号、1-14、2019。
< [file:///C:/Users/miyam/Downloads/1%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/miyam/Downloads/1%20(1).pdf) >
- 8) 埼玉県ケアラー支援計画のためのケアラー実態調査結果
< <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/0101tyousa.pdf> >
- 9) 埼玉県ケアラー支援条例については下記を参照のこと。
< <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jourei.html> >
- 10) 子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定)については下記を参照のこと。
< <https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/r03-taikou.pdf> >
- 11) ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム 第2回会議資料
< <https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer-pt-02-shiryoushou.html> >
- 12) 同上。
- 13) 富永健一『社会変動の中の福祉国家—家族の失敗と国家の新しい機能』中公新書、2001を参照のこと。
- 14) 同上。
- 15) 令和元年国民生活基礎調査の概況
< <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html> >
- 16) 平成28年国民生活基礎調査の概況
< <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html> >
- 17) 島根県子どもの生活に関する実態調査結果
< <https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/kodomonohinkon/jittaityousakekka.html> >

【参考文献】

- 青木由美恵『ケアを担う子ども（ヤングケアラー）・若者ケアラー -認知症の人々の傍らにも-』「認知症ケア研究誌」2（0）、78-84、2018。
- 河本秀樹『日本のヤングケアラー研究の動向と到達点』「敬心・研究ジャーナル」4（1）、45-53、2020。
- 亀山裕樹『ヤングケアラーをめぐる議論の構造: 貧困の視点を中心に』「北海道社会福祉研究」(41)、35-47、2021。
- 厚生労働省『厚生労働省・文部科学省におけるヤングケアラー支援に係る取組について』令和3年3月17日 < <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592954.pdf> >

澁谷智子『ヤングケアラーの実態と支援の方向性』「都市問題」112(1)、24-28、2021-01。

澁谷 智子『ヤングケアラーの調査と支援』「ガバナンス」(235)、32-34、2020-11。

富永健一『社会変動の中の福祉国家—家族の失敗と国家の新しい機能』中公新書、2001。

堀越栄子、菊澤佐江子、井手大喜、佐塚 玲子、平山 亮、大沢 真知子『シンポジウム「家族の変化と新しい時代のケアを考える」』「現代女性とキャリア」(9)、5-49、2017。

宮川 雅充、濱島 淑恵『ヤングケアラーとしての自己認識：大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査』「総合政策研究」59号、1-14、2019。

宮崎 成悟『ヤングケアラーを社会全体で支えるために』「月刊自治研」62(728)、37-43、2020-05。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング『ヤングケアラーの実態に関する調査研究』平成31年3月。

渡邊 多永子、田宮 菜奈子、高橋 秀人『全国データによるわが国のヤングケアラーの実態把握：国民生活基礎調査を用いて』「厚生指標」66(13)、31-35、2019-11。

To prevent children and young people from becoming young carers: Why children bear the load of nursing

MIYAMOTO Kyoko

(Faculty of Law&Literature, Shimane University)

[Abstract]

Interest concerning “young carers” has been growing in recent years. The government is rapidly advancing concrete support measures based on nationwide survey of the actual situation, but factors behind why children and young people become young carers still remain obscure. The objective of this study is to elucidate factors behind the emergence of young carers. We investigated the actual conditions of young carers using data from a survey of actual children’s life conditions in Shimane Prefecture. As the number of household members has decreased compared to before, there is a shortage of adults in families who can undertake nursing responsibilities. As an inevitable consequence, young family members have had to bear the task. Meanwhile, the insufficiency of “socialization in nursing” to cope with the situation is producing circumstances where children are forced to fill the role of caregivers. To realize a society where young carers can live with greater ease, it is necessary to provide community-wide support to these people.

Keyword: Young carer, Socialization in nursing, Support for caregiver